

目選第1185号
令和2年6月25日

目黒区長選挙を考える会
共同代表 ○○ 様

目黒区選挙管理委員会事務局
事務局長 板垣 司

選挙公報と選挙用公営掲示板ポスターの掲載内容の扱いについて（回答）

6月4日に○○他4名が選挙管理委員会事務局に来訪した際に受理した標記の文書について下記の通り回答いたします。

なお、標記の文書については選挙管理委員会の場で各委員に示し、本回答について了承を得たものであります。

記

1 選挙公報の内容について

立候補申請書類の事前審査の段階で、候補者から選挙公報の原稿が提出されていますので、記載内容についても事前に確認をしています。

2 区民 ジャーナリスト等と選挙管理委員会事務局とのやり取りについて

選挙が近づくにつれ多くなる選挙に関する問い合わせには日々職員が対応しているところであり、ご質問にある区民、ジャーナリストから本件に関する問い合わせの電話があったことは事実です。しかし、こうした日常業務である個々の電話対応を選挙管理委員会の場で逐一報告することはありません。したがって、この電話でのやり取りは選挙管理委員会と情報は共有されていません。

3 条例(掲載の申請) 第3条第2項の解釈について

(1) 明確な基準はありませんが、選挙公報を利用して刑罰法令に触れる行為や選挙の公正を明らかに害するような記載内容である場合が該当します。例えば、特定の候補者を当選させないという目的で、虚偽の事項を記載した場合などがそれに当たると考えられます。基準がない以上、案件ごとの判断により、他人の名誉を明らかに傷つけるもの等として、選挙管理委員会が認めるものとなります。

(2) これまで、同条例第3条第2項との関連で議論となったことはありません。

以上

目黒区選挙管理委員会事務局
選挙係△△03-5722-9299